

第 15 回

熊本県議会

# 水俣病対策特別委員会会議記録

平成20年12月12日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

平成20年12月12日（金曜日）

午後 1 時11分開議

午後 2 時18分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について
- (3) その他

出席委員（13人）

委員 長 西 岡 勝 成  
 副委員 長 前 川 收  
 委 員 児 玉 文 雄  
 委 員 松 村 昭  
 委 員 小 杉 直  
 委 員 早 川 英 明  
 委 員 馬 場 成 志  
 委 員 大 西 一 史  
 委 員 氷 室 雄 一 郎  
 委 員 鎌 田 聡  
 委 員 吉 永 和 世  
 委 員 福 島 和 敏  
 委 員 重 村 栄

欠席委員（1人）

委 員 倉 重 剛

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 村 田 信 一

次 長 江 副 健 二

次 長 駒 崎 照 雄

環境政策課長 楢木野 史 貴

環境保全課長 福 留 清 秀

水環境課長 小 嶋 一 誠

首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 谷 崎 淳 一

環境生活審議員兼

水俣病審査課課長補佐 中 山 広 海

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

議事課課長補佐 堀 田 宗 作

午後 1 時11分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第15回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がっておりますので、これを認めることといたしました。

去る9月24日に開催いたしました前回の委員会で、大西委員から、昨年12月に、チッソの後藤会長が特別委員会へ来て、いろいろと意見を言っていかれましたが、当委員会と非常にすれ違いがあった、今の膠着状態をいつまで続けるのか、一日も早い決着のために、チッソの経営陣からお話を聞きたいという御意見をいただきました。

本委員会といたしましては、このような意見を後藤会長に伝え、翻意を促したいということになりまして、そこで、11月13日に、私と前川副委員長が、東京でチッソの後藤会長と会い、当委員会の意見を再度伝えましたが、後藤会長の考えは1年前と何ら変わっておりませんでした。さらに、救済策を受け入れるためには、分社化の確信が得られることが最低条件であるという発言がありました。

これに対して、私どもからは、今の県議会の空気は分社化よりも救済が先であると申し上げ、改めて救済策へ応じるように要請いたしました。

私たちは、後藤会長のかたくなで不誠実な態度に怒りを覚えましたが、現状では後藤会

長を招致しても新たな議論は期待できないことを確認いたしました。また、現段階で後藤会長を招致いたしましても、会長は県議会の意向を聞く耳は全くなく、とうとうと会長の分社化論を聞く機会を逆に与えるだけと私は判断をいたしましたので、今回の特別委員会への招致については見合わせることにいたしました。

なお、今後の後藤会長の招致については、引き続き与党P T等の動向を見ながら判断してまいりたいと思いますので、御了解をいただきたいと思います。

同日、私どもは斉藤環境大臣を訪問し、「県議会も与党P Tもチッソも固まって三すくみの状況の中で解決への糸口をつかみたい」と、救済策の早期実現への要望を行いました。大臣からは、「チッソの説得に全力を挙げている、今後とも一緒に努力をしていきたい」という発言がございました。また、与党P Tの園田座長にもお会いをし、同様の要請を行ってまいりました。

以上の内容につきましては、後ほど執行部の方からも説明をしてもらいます。

なお、来週の18日に与党P Tの会議が開催される予定となっておりますが、議題は、当面の課題についてとなっております、詳細はわかっておりませんが、当委員会の御議論を踏まえて、私、前川副委員長も一緒に出かけられるかわかりませんが、最低私は出席をして、また、その結果については当委員会に御報告させていただきたいと思います。

それでは、議題に入りたいと思います。

前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策に関する状況について、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づきまして、谷崎水俣病保健課長並びに楢木野環境政策課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でござ

います。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、前回の特別委員会以降の水俣病対策の主な経緯につきまして御報告を申し上げます。

10月3日の日に、与党P Tの園田座長が、裁判継続を主張されております不知火患者会と面談されました。

11月13日には、先ほど委員長からも御報告がありましたように、当委員会の正副委員長でチッソの後藤会長に会っていただきました。救済策に応じるよう改めて要請していただくとともに、環境大臣にも会っていただき、今後とも連携して問題解決に当たることを御確認いただいたところでございます。

2番目の新たな救済策の最近の状況についてでございますが、これにつきましては、先ほど御報告しました11月13日の活動概要というところでまとめさせていただいております。

まず、チッソの後藤会長からは、救済策に対する基本的な考え方は変わっていないと、救済策を受け入れるためには、分社化の確信が得られることが最低条件といった趣旨の発言がございました。

環境大臣からは、与党P T案が実施できるよう我々も全力を挙げたい、そのためには、原因企業チッソが基本的な考え方に合意してもらふ必要があると、その説得に全力を挙げているということで、今後とも一緒に努力をしていきたいという発言がございました。

あわせて、園田座長との会談では、チッソの説得が救済策実現のかぎであると、今裁判を行っている団体とも話し合いを続けているという趣旨の発言がございました。

また、関係者の動きとして、(2)でまとめられておりますが、環境大臣は、ちょっと少し前になりますが、9月25日の記者会見で、根本的解決に当たろうとしないチッソ株式会社に対して強い不信感を表明されております。ま

た、西尾事務次官は、11月13日の記者会見で、チッソが解決へ努力しなければ何も進まないという発言をされております。

次のページをお願いいたします。

被害者団体の動きでございますけれども、与党PT案の受け入れを表明しております出水の会と芦北の会は、それぞれ環境省等に対しましてチッソ株式会社の説得を要請されております。

また、与党PT案の受け入れを現時点で拒否しておられる不知火患者会は、先ほども申し上げましたように、園田座長と面談をされ、司法による解決を要請されております。これに対しまして、園田座長からは、司法の場で和解による解決ができるならば努力したいとの発言があった模様でございます。

以上でございます。

○榎木野環境政策課長 (3)のチッソ株式会社に対する支援措置については、環境政策課の方から御報告をいたします。

6月30日に議決されました「チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書」を踏まえまして、この支援の見直しについては、11月19日、兵谷副知事が環境省を訪問して、来年度以降3カ年のチッソ株式会社に対する支援措置の運用の見直しを要請しております。

現在、環境省、県及びチッソの3者で協議中でございます。最終的には、「チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議」というのが、多分例年どおりですと今月中には開かれるのではないかと考えておりますので、そこで決定される見込みでございます。

ポツの2つ目ですが、平成20年度のチッソ株式会社に対する支援措置につきましては、前回報告しましたとおり、9月分につきましては、特別県債の発行を見合わせております。なお、次の県債償還日は、3月1日及び3月25日になっておりまして、大体は最初の幹事

会で全体を決めるところを、今回は1回ずつ幹事会で確認していくというところで、今もう2回既に、8月28日、9月18日、その表の下に書いてある幹事会で個別に確認をされておりますけれども、今後の幹事会の開催については、今のところ未定でございます。

(4)のチッソ株式会社の経営状況につきましては、別紙に、平成20年度チッソ中間決算についてというペーパーを用意しております。

チッソの上期業績概要につきまして、これは今年の4月から9月分でございますけれども、去る11月13日にチッソ株式会社から公表されました中間決算の概要をその表に記載いたしております。

中身につきましては、真ん中の中間決算の概要というところで御説明いたします。

売上高は昨年同期を上回っておりますけれども、経常利益は56億円と昨年同期の57億円からマイナスの2.3%となっております。

なお、通期、今年度の4月から3月までの業績予想ですけれども、経常利益が、今年の5月15日の公表の時点では、130億円を見込むということになっておりましたけれども、11月13日の中間決算の際に、これを110億円で、20億円下方修正がなされておまして、前年度決算と比較し、減益の見込みとなっております。

ただ、注書きに書いておりますように、通期で経常利益が前年度決算と比較し減益となったといたしましても、政府のチッソ金融支援抜本策において目標とされる経常利益分53億円を通期で上回る見込みのため、患者補償金、年間約24億円の支払いには支障を来さない見込みでございます。

営業の概況というのは、チッソ株式会社より聞き取ったものですが、なぜ下がったかということですが、原油価格の高騰による原材料価格の上昇に加えまして、景気の停滞感等を背景に、液晶ディスプレイ市

場が、パソコンモニター用途を中心に在庫調整の局面に入っておりまして、その影響を受けて液晶の販売が減少したことが、主なその理由だということ聞いております。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の……。何かありますか。

○谷崎水俣病保健課長 資料の3ページでございます。

3ページ以下は、認定業務の状況、それに水俣病に関する裁判の状況をまとめさせていただきます。

これにつきましては、前回から大きな状況の変化はあっておりませんので、報告させていただきます。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 ほかにありませんか。

以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かございますか。

○大西一史委員 前回、いろいろと本当にチッソが何を考えているのかようわからぬということで、経営陣の話を聞きたいというふうに申し上げました。ただ、今委員長からお話があったとおり、非常にチッソの後藤会長も、もうかたくなであって、全く態度を変える様子がないということで、しかも分社化の確信が得られることが最低条件みたいな話をまた改めてされたということは、やはり本当に、そういう意味ではもう呼んで話を聞いても意味がないんだろうなというふうに、改めてちょっとあきれたところでもありますけれども、今度、12月18日、与党PTがあるということでもありますから、その際にもいろんな議論があるんだというふうに思いますが、やはりここで出ているような分社化の確信が得られる

云々とかという前に、やはり救済策の受け入れに対する前向きな姿勢、態度、やはり謙虚な姿勢というのをチッソに持ってもらいたいというふうに思っていますので、その点についてははっきり言っていただきたい。

しかも、6月の代表質問でも、この分社化の特別措置法案の内容等々についても、若干意見を申し上げさせていただきましたけれども、本来やっぱり親会社が存続して、きちんと責任を果たすというのが筋であると思えますし、やはり公害の原因企業はきちんと責任を果たさなければ、分社化して責任の所在があいまいになってしまう、どこに責任の所在があるのかわからぬようになってしまうということでは本当に本末転倒で、金さえ払えばいいのかということも6月にも申し上げましたけれども、金さえ払えば、患者補償さえ済めば、これだけの大きな公害を起こした原因企業として責任を果たしたことになるかといったら、そうではないというふうに思っていますので、その点について非常に強い憤りを持っておりますので、こういう分社化について、その後いろいろ動きがあって、こういう発言がありますけれども、部長、こういったチッソの考え方あたりはどういうふうにお考えなのかと、受けとめておられるのかというのが1つ。

それから、国の方の与党PTの方でも、前回、たしか私が質問したときの時期に、たしか前日か何かにPTがあったんですが、そのときに、委員のメンバーの中から、何が何でも分社化を優先すべきだみたいな発言が一部の国会議員の中からあったというふうにそのとき伺っております。やっぱりそういう議論が今後またこの18日に起きないとも限らないわけで、その辺に対して、今度委員長行かれたら、しっかり、そういう議論は到底熊本県議会としては受け入れられぬというふうなことを、私の意見ですけれども、言っていただきたいというふうに思います。

それと同時に、そのPTで、もしそういう意見が出たとすれば、この次、我々この水俣病対策特別委員会の中で、だれがどういう発言をしたのか、その辺も詳細に、議事録、テープ起こしでも何でも結構ですが、していただきながら、そういった発言も踏まえながら、我々としても対応を考えていかないかぬというふうに思いますので、そういうふうをお願いをするわけでありませう。

先ほどの、さきの話のところ、部長、何か御意見ありますか。

○村田環境生活部長 今、委員長から御説明があったとおり、チッソの姿勢に変化が見られません。我々としては、今、大西委員が言われましたように、まず、救済に対する企業の、チッソの真摯な姿勢というものが前提かなということ、全く考え方としては同感でございます。

そういう姿勢の中で何か活路を見出せないものかということ、我々は我々なりでこの水面下で接触はしてきたわけですが、どちらかという分社化の方が優先ということかみ合わない、委員長、副委員長とお話しいただいてもかみ合わないということでありまして、まことに残念至極と。

加えて、いわゆる国政の状況も非常に、福田総理の辞任も含めまして、いわゆる今の状況の中で話がなかなか前に進まない膠着状態というものが見られると。

片や、園田座長はじめ大変御努力をいただいております。何とか活路を見出すために、座長を中心に、一生懸命今努力されているのは私も肌身に感じておりまして、本当に感謝の念にたえないわけですが、いわゆるこのままの状態でも今後どういうふうな形で進展するか、いかがするか、県として、議会としてどうするかということが1つ、ずっともう気になるところか、ずっと私の頭の中から離れないのが今の正直な印象でございます。

昨日の夜、実はPTの通知が来たわけですが、けれども、環境省も含めたいわゆる国会議員の先生方の御意見の中で、そういうところの活路に何らかの方向性が見出せるものかどうか、そういうものを十分見計りながら、また改めて、その進捗に応じては、臨時の委員会でもまた御相談しないとかぬのかもしれないけれども、そういうふうな状況に応じて対応しないとかぬのかなと。

幸いに、園田先生の方でPTを開くという、年内に1つ布石を打っていただいたので、そこに今期待をしているところですが、そこに今期待をしているところですが、チッソの姿勢に、園田先生あるいはPTの動きに並行する以上に、チッソの方の動きが示されても本来はいいのではないかなという思いを常日ごろ持ちながらおります。

今御発言があったものとは全く同感に思っております。

○西岡勝成委員長 与党PTの18日の会議、私、出席しますので、今御要望があった点につきまして、今日までもずっと、分社化の議論があるたびに県の執行部と我々一緒になって、到底これが県で受け入れられるものではないということは主張いたしておりますけれども、また、18日にそのような議論がありました場合もその主張は貫いてまいりたいと思っております。

○前川収副委員長 今の分社化の話が出ましたので、関連的な話で、副委員長という立場では恐縮でありますけれども、今せっかく出ましたので、発言させていただきたいと思っておりますけれども、11月に委員長と一緒に後藤会長と会ったときも、とにかく分社化というのが後藤会長の前提という雰囲気ですね。言葉でも出たと思っておりますけれども、ちょっとしっかりその言葉自体は覚えておりませんが、会談の内容からいえば、とにかく分社化をすればと、したいということが主であったとい

うことは事実であります。

私は、個人的には分社化の議論というのはこの委員会の俎上に上げるべきでもない。まずはやっぱり救済策があって、その先に考えることだというのは基本的にはそう思っています。

しかし、分社化、分社化とチッソが言っている事実は、これは事実でありますから、今、大西委員もおっしゃったとおり、今提案されている分社化のスキームというものについて、以前にも1回説明をいただきましたけれども、お話があったとおり、PPPの原則に基づいてチッソ県債を発行してきた熊本県、それを認めてきた県議会、その立場から見れば、あのスキームがそのまま履行されるということになってしまえば、原因者負担の原則、PPPの原則の原因者たるチッソが社会的にいなくなるという前提が織り込まれた法案の内容だと。法案じゃないですね、スキームの内容だというふうに思っております。

そこで、今までにもそういったことがある、前提があるわけでありますから、当然それだけでも問題であるにもかかわらず、今も係争中の裁判があるわけであります。今裁判をやっている方々が、結果として判決が出たときに、原因企業はどこにいるのかという話が出たときに、仮にこのスキームがそのまま認められていけば、主な原因者たるチッソがいない。それから、関西訴訟で認められている国、県の責任、これは残っているわけでありますから、国と県がいわゆる原因者という形になってしまわざるを得ない、そういったスキームもあるということ。

それから、今後も訴訟が全部ないということじゃないわけですね。これは、我が国は法治国家でありますから、その法に基づいて、いわゆる患者であり、被害者たるという人たちが訴訟を起こすことの権利を奪うことは何人たりともできないわけでありますから、訴訟が生まれてくる可能性もあるという前提に

立ったときに、果たして今提議されている分社化というものが、果たしてそんなに——チッソにとっては都合いいものだとは思いますが、我々にとって、むしろ県民にとって、チッソ県債を発行し、それを負担してきた側、それから公害病の原点たるこの部分を解決しようとしてきた今までの流れ等々から考えたときに、問題がないのかというと、私は大変大きな問題が入っているものだというふうに思っております。

ですから、そういうものをすんなり国が認めるはずはないという気持ちは持っておりますけれども、県において、執行部の中で、現状の今示されている分社化についての問題点について、1回ちょっと部長に、しっかりと全体スキームを洗い直しながら発言していただければと思います。

○西岡勝成委員長 部長、答弁いただく前に、一応この問題について概略説明をいただいておりますけれども、その辺の資料を配っていただきながら御答弁をいただければと思います。

(資料配付)

○村田環境生活部長 一応おさらいの意味もありまして、これは、前々回お配りした資料を今お配りします。これは法案となっておりますが、今副委員長からございましたように法案ではございません。法案の前は何というんですか……(「骨子」と呼ぶ者あり)骨子でございますので、法案にはまだなっておりませんので、骨子という意味で、この流れを谷崎課長の方から説明させます。

○谷崎水俣病保健課長 今お手元にありますように、タイトルは公害健康被害補償金等の確保に関する特別措置法、仮称で、要綱骨子素案ということでうたわれております。この要綱骨子素案について説明をさせていただきます。

ます。

これは、今部長の方からも話がありましたように、前々回、6月に1度御説明をさせていただいておりますが、一応再度整理のために御説明をさせていただきたいと思っております。

少々長くなりますので、お許しをいただきまして着座にて御説明をさせていただきたいと思っております。

○西岡勝成委員長 どうぞ。

○谷崎水俣病保健課長 それではまず、目的のところでございます。

公害健康被害を受けた者に対する補償金その他の債務の支払いのために多額の累積損失が生じている事業者について、補償金その他の債務の支払いと事業者が行う事業を別法人に行わせる、つまり分社化ということですが、分社化することによりその事業を活性化し、その収益力を高めるとともに、債務の履行を完遂させることを目的とするということでございます。

これは、とりわけチツソに限ったということではなくて、一般法としての法整備を考えていらっしゃる骨子ということでお考えいただきたいと思っておりますが、次のところですが、網かけのところを中心に下の方へ説明してまいりますけれども、網かけの中のかぎ括弧、これについては行為の主体となる者を表しております。

まず、目的に合致するような会社については、事業再編計画を実施すべき事業者ということで、例えばチツソ株式会社であればチツソ株式会社を、その申請に基づきまして、左方、第3と書いておりますが、環境大臣が指定をいたします。指定を受けた事業者を、2つ目のところですが、特定事業者というふうに呼ぶようになっております。

特定事業者は、事業再編計画を作成いたします。この中には、実施時期だとか、あるい

は資金計画とか入ってくると思われませんが、左の方に、点線で左方に第4-3と書いておりますけれども、事業再編計画は、2つの項目に適合しなくてはならないということになっておりまして、その1が、特定事業者の補償金に関する債務の支払い及び公的支援に係る借入金債務、補償金とかそれから公的債務の借入金の債務の返済については支障が生じないことが最初の項目でございます。2つ目は、特定事業者の事業所が存在する地域の経済の安定に支障を及ぼさないことということでございます。その審査は大臣がいたしまして、計画を認可いたしますと、右にありますように、税の特例等がございます。

環境大臣が計画を認可した後の話でございますけれども、特定事業者は、もう1つ、事業の譲渡とか資本金の額の減少という行為をやらなければならないということになりますが、それを裁判所の許可で事業会社の設立ができるようになっております。通常でございますと、会社法で、株主総会の特別決議、あるいは定足数を満足した株主総会で当該出席者の議決権の3分の2以上の同意が要ということでございますが、それとは別に、裁判所の許可でできるということになっております。

事業会社ができますと、括弧の事業会社の株式の処分から下のところに説明を進めさせていただきますが、特定事業者の指定を受けた者は、事業会社の株式を譲渡する承認を申し出ることができるようになっております。これを環境大臣が承認いたしますと、その後、特定事業者と特定地方公共団体、この特定地方公共団体というのは、その右の方に解説が載っておりますけれども、公的支援を行っている地方公共団体を環境大臣が指定いたします。これが特定地方公共団体ですが、水俣病問題で言いますと熊本県ということになりますが、その特定地方公共団体と、特定事業者である、例えばチツソ株式会社と協定を締結



することになります。

この締結をするときに、協定の内容につきましては、左の方の第6-4と書いておりますが、左下の方になります。協定の内容について書いてありますけれども、その1つが、補償金に関する債務の特定地方公共団体による引き受けに関する事項、2つ目が、譲渡益の特定地方公共団体への納付に関する事項、その3が、その他補償金に関する債務の支払いの確保に関し必要な事項ということでございます。ここには公的債務は入っておりませんが、すべて補償金でございます。その協定を締結するわけですが、その協定を締結する場合には、左の上の方にありますけれども、特定地方公共団体の議会の議決が要することになっております。本県でありますと、県議会の議決がなければこの協定の締結はできないということになっております。

協定が締結されたものと仮定いたしまして、下に説明を進めさせていただきますが、株式を譲渡いたしまして譲渡益が出ましたら、これを特定地方公共団体へ納付ということになっております。特定事業者が譲渡益を特定地方公共団体に納付しますと、この特定地方公共団体、つまりは、熊本県は、譲渡益の積み立てを行いまして、補償金の支払いに充てるということになっております。

右の第6-7というところですが、公的債務の返済ということについては、譲渡益から特定地方公共団体に納付した残額をもって公的債務あるいは借入れに充てていくということになっております。右の下の方でございしますが、公的支援に係る借入金債務等と書いてございます。

以上が、スキームの説明でございます。

○西岡勝成委員長 以上の説明の中において、今、先ほど副委員長が説明された問題点というのを整理してください。

○村田環境生活部長 今、流れというか、それを説明申し上げましたが、まず、今副委員長の前段でお話ございましたが、私どもの今からお話する内容の前提となる基本認識としては、あくまでも救済策の早期実現というものが先決であるという認識は変わっておりませんので、その点において分社化を今ここで、特別委員会で議論をしたことが、さもそちらが先行するようなニュアンスになることは、基本的に誤解が生じないように、今日ここにいらっしゃる方々すべて認識をしていただければという意味で、改めて救済策の早期実現が先決なんだということを押さえておきたいというふうに思います。

しかし、ある意味では分社化そのものの議論を否定することはできないわけで、そこまでは思いませんけれども、いろんな角度からの検証というものが必要であります。特に、被害者、患者の方々はもとより、県民、県議会の御理解というものが不可欠であると、それを抜きにしてこの法案が、要綱骨子となっておりますけれども、これが転がっていくということは大変問題があることではないかなというふうに思っております。

そういうものが基本的前提としてこの流れを少し見てみたいと思います。あえて気づいた点ということで申し上げますならば、第1点、先程、前川副委員長が言われましたとおり、いわゆる裁判被告の、何か今裁判ではチッソと国と県が被告になっているわけですが、その最大の責任者が、原因者がいなくなる。ということはどういうことかという、残った国と県が全責任を負うというおそれが出てくるということは否めないと思います。

この表の一番下のところをごらんいただきたいと思いますが、特定事業者、これはチッソが、下から3つ目の段のところの6-2というところですが、チッソ、特定事業者が譲渡益を特定地方公共団体、これは熊本県へ納

付をいたします。それから、右の方にちょっと矢印があつて、6-7というところがありますが、納付した金額を控除した残額を充当すると。これは公的支援に係る借入金債務、これはいわゆる県債のことです。県債に返す、それから、そのほか、事業計画の再編に必要なこと、いわゆる譲渡をした後、金をこういうふうにならしたり支払ったりするわけですから、チッソには、いわゆるもうお金はなくなるということになります。事実上、ここで消滅するということになるのではないかとこのように思います。

そうしたときに、じゃあ被告としてはどうなるのかと。いわゆるそれまでに解決するというのであれば、あとは支払いしか残らないわけですが、そういうときに裁判が継続する、もしくは新たな裁判が提起されたときに肝心の相手がいなくなるということが大きな問題の一つにならうかと思つてます。

2番目は、原因企業としての責任や地域社会への貢献などが非常に不明確になるのではないかと。これはずっと今度は上の方を見ていただきたいと思つてますが、分社化するために事業再編計画をつくりませんが、このとき環境大臣が4-1のところを認可をします。

4-3のところには条件がありますが、その2番目のところに、地域の経済の安定に支障を及ぼさないことというくだりがあります。現実にはその分社化ができ上がって新たな会社がスタートします。新会社がスタートした時点で、これはもうひとり歩きしていくわけですが、その会社が、果たして今までどおりの、水俣に存在する形の地域貢献を果たしていけるかどうかというのが、果たしてどういう形で保証されているんだらうかと。全くその保証の余地はないのではないかとこのように思つて、2番目の非常に不安といつてか、不明確な点で思つてます。

それから3番目は、その4-3の上の方にございますが、環境大臣が認可をしますとき

の適合事項として、いわゆる補償金の支払い及び公的な返済に対して支障がないことということになりますけれども、この債務の確定が非常に難しいといつてますか、今の時点ではできてない。既に認定を受けた方は、ちょっと言葉としてはあれですけども、その方が御存命の間ずっとつなげていくわけで、これは計算上できるわけですね。ただ、今新たに裁判を訴えていらっしゃる方々の債権、債務というのは確定をしていない。また、その後また続いて出てくるかもしれない。そういう意味では、ここの4-3の1の支障がないということが非常に不明確になる。いわゆる債務の確定ができていないのではないかとこのところが、3番目の疑問としてございます。

それから4番目、いわゆる債務に見合う譲渡益が確保できるかどうか非常に不明だといつてございます。これは、この表の6-4の上ですね、点線の枠で囲んであります一番上の矢印のところですが、チッソが、特定事業者が株式譲渡の承認の申し出をします。これに対して、当然環境大臣承認した後、今度は熊本県とチッソが協定を結びます。この協定を結ぶわけですが、このときは議会の議決が要るとはしてあるんですが、その協定が済んだ後、今度は現実に株式の譲渡を行います。

この株式の譲渡が、私がこれまで聞いていた限りでは、譲渡益が約二千数百億円は見込まれるであろうと。その前提は、いわゆる日経平均株価が1万6,000円を前提にしたときにそういう話があつておりました。ところが、こういう話、実はこれは夏、この話が出たんですけども、図らずも今回の金融危機で、今日現在でも株価は8,000円台であろうと思つてます。大まかに言いますと、その日経平均株価も半分になっている。そうしますと、果たしてこの株式譲渡をした時点で、いわゆる患者さんへの補償あるいは県に対するお金を返すというものが果たして可能なのかどうか

ということが出てきます。先ほど二千数百億円と言いましたが、株が半分とすれば、売却益が大まか1,100万円とか1,200万円ということになります。そうしますと、県の今チッソに持っている1,100億円ですかね。1,000億円ちょっとということになりますが、県がチッソに対してお金を貸している、いわゆる県債分が約1,500億円ありますので、それにも足りない。患者補償は当然できないということになります。

ただ、これは今すぐということではありませんで、この点線で囲んだ部分の事業会社の設立から株式譲渡までは、これも聞いている話では3年ほどかかると。というのは、一部上場して、株が上場して、いわゆるキャピタルゲインをねらう可能性もあるんですが、3年後でないと譲渡できないというふうなこともあるらしくて、相当長期の時間がかかると。しかし、そうはいつでも譲渡益が十分足りない場合は、じゃあだれがその患者補償を含めて面倒見るのかというような、そういう今後の債務に見合う譲渡益を確保できるかどうかといったような問題点が内在をいたしております。

今4つ申し上げましたけれども、そういう意味で申し上げますならば、チッソが事実上消滅するということは、このスキームでいきますと、特定地方公共団体として県は公的支援を行っておりますので、県がその債務を引き受けるということは、最悪の場合は裁判の当事者にもなりかねない、あるいは今後の債務を引き受けなければならないといったような恐れまで出てくる可能性はどうかと、そこあたりはどうなんですかということももっと突き詰めた聞き方をしたいところでございます。

そのときに、この法律の中で特定地方公共団体が協定を結ぶということになっておりますけれども、なぜ熊本県がチッソの支払い事務、債務も含めて引き受けなければならない

かという理由は、ここでは公的支援を行っている地方公共団体ということが右の方に書いてあります。公的支援を行っていることがチッソのそういう債務まで引き受ける合理的な理由になるのかというのが、私の最大の疑問であります。

熊本県がそういう形で最高裁でも責任を問われたことは重々前提として認めますけれども、チッソの支援を行っているがゆえにチッソが消滅した後も含めて、この支払い事務、債務一括全部熊本県でやんなさいよという理屈はどこから出てくるのであろうかというのが大きな疑問でございます。また、戸惑いを持っております。そのことは、イコールPPPの原則が果たして貫徹できるのかと。先ほど副委員長が言われましたとおりの理屈になるかと思えます。

なおかつ、形式的な話を申し上げますと、いわゆる鹿児島県の事務も含めて熊本県が執行するということになりますので、複数県の支払い事務を熊本県が引き受けるという内容でありますので、そこらあたりは非常に県としては、ここの中で熊本県がその引き受ける主体として出てくることについては大いに問題があるというふうに現時点では思っております。それが一番の問題点ではないかなと思っております。

そのほかの細々した問題ありますけれども、先ほど大きく分けた4つのポイントと今申し上げました、熊本県がなぜこの特定地方公共団体として引き受けなければならないかと、これは特に大きな問題として押さえておかなければならないし、私どもとしては、執行部としては、県議会の承認も果たしていただけたらどうかというふうなことも思っております。県民の方々の理解も得られないのではないかと。そういうふうなスキームとして果たして転がるものだろうかというふうなのが、私が環境生活部長として感じている疑問、あるいは不安でございます。

○前川収副委員長 詳しく問題点についてお話をいただきました。ざっと聞いただけでも、株主の理解が得られないから患者補償についてはできないと、たしかチツソは言いましたよね、前、後藤会長みずからここに来ておっしゃったんです。ただ、株式の議決が不要のこういうスキームはチツソが認められるわけではないだろうと、株主優先とお考えの会社でしょうから、そうだろうと思っておりますが、そのことはまだこれからの話なのでしょう。しかも、いろんな未確定な部分がたくさんあるし、もともと、この債務を引き受けたのは、緊急避難的措置という頭書きをつけた上でチツソ県債の発行を認めたという前提もあるんですね。何も好き好んでやったわけじゃなくて、これはもうこのままだったら原因企業が責任果たせなくなるから緊急避難的措置としてチツソ県債の発行をした、患者県債の発行をしたという前提もありますから、そういうものが今このスキームの中でつながって根拠にされるということは遺憾であります。

それともう1つ大事なことは、私、入り口論を言っているつもりは全くないんです。要は、分社化が先か補償が先かなんていう話は全くもって、分社化と同等に補償が先だということを、分社化と同等に比べて話すつもりは全くない。ただ、一方で分社化という話が言われている事実、それが欲しいと思っらっしゃる事実は事実として前提としてあるということ、しかし、その分社化の議論そのものがどういう内容なのかということについては、やっぱりもうこの時点で我々が確認をしとかなきゃいかぬという思いで質問をさせていただきました。

ぜひ今後も、分社化は補償との、どちらが先かの議論としてではなくして、分社化として、現にある分社化、要綱骨子素案ですか、難しいんですけれども、それがあろうという認識の中でその問題点については執行部として

もしっかり今後も検証していただきたいと思います。

以上です。

○西岡勝成委員長 ちょっと整理をいたしたいと思いますが、先ほど、大西委員、前川副委員長からの、要するに分社化の問題点というものを部長から大きく4、5点にわたって御説明をいただきました。我々は、この認識をお互いに共有しておく必要があると思えますけれども、ほかに何か御意見ありますか。

○小杉直委員 ちょっとおさらいで済みませんばってんが、これの特別措置法案の起案した省庁はどこですか。

○駒崎次長 法案には政府提案と議員提案ございまして、これは議員提案という形をとっておりまして、一部の議員と衆議院の法制局の方で作業が進められたというふうに聞いております。

○小杉直委員 後藤会長がおっしゃる分社化ということとは、これにのっとった分社化したいということですか、それとも別のレールにのっとった分社化ということですか、希望は。

○村田環境生活部長 それについては、明確に聞いたことはありませんけれども、この流れに乗った分社化だろうと思います。これまでの発言を聞いていますと、特に秋のころは、10月の臨時国会にこの法案が提出されることを望んでいるというようなことをおっしゃってましたので、このことだろうというふうに推測します。

○小杉直委員 私も分社化の経験ありますが、こういう意味合いの違うわけですが、やっぱり結局血の通つとらんと何もならぬわけですよ。だから、血の通うということは、

現状あるいは実情に応じた法案の中身にならんといかぬのですから、委員長、副委員長もおっしゃったような方向で、どこに問題点があるとかということ村田部長が語るおっしゃいましたけれども、やっぱり何か文書にわかりやすく懸念材料、問題点を列挙していただいて、それをもう一度説明していただいた方がのみ込みはいいと思いますね。

○西岡勝成委員長 今の意見も含めまして、執行部の方で文章的に整理をしていただいて、この委員会また議会で共通認識を持つという形をとりたいと思いますが、いかがですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡勝成委員長 じゃあそのようにはかりたいと思います。

そのほかございませんか。

○大西一史委員 ついでに言わせていただければ、今いろいろ問題点があるというふうなことで何点もありましたけれども、まあもうとにかく原因者がいなくなるなんてことはあり得ない話なんですよ、はっきり言って。だから、そもそも分社化の議論を全く否定するものではないと部長おっしゃいましたけれども、こんなスキームは認められぬということはおもう明らかだろうと思いますので、その点は皆さんも恐らく今の問題点の指摘の中でもそういうふうに思われたというふうに思いますから、そういうものを前提として話をしないということ、それから救済策についてのやはり受け入れということをしっかり最重点事項として私たちはチッソに対してもきちんと理解をしてもらうようにしなきゃいかぬということなんだろうと思います。

私たちも、何もかんもすべてチッソのその社員全員が悪者で、どうこうとか言うわけじゃないんだけど、しかし、過去にこれだけの、人類史上最悪の公害ですよ、水俣病と

いえばですね。やはりそこまで起こしたというその責任というのは、私は6月の代表質問のときにも申し上げましたけれども、たとえ患者補償なり何なりすべての裁判を含めてすべて終わったとしても、やはりそういう謙虚な姿勢といいますか、責任感といいますか、そういったものはずっと負いながら企業活動を原因者企業としてやっていかなければならぬというふうに思っていますので、そういう意味においても、まずその分社化云々の議論というのは話もしたくないと個人的には思っていますけれども、これはいろいろな交渉があるでしょうから、国の方のお考えもあるでしょう、国会議員団の皆さんのお考え方もあるでしょうけれども、少なくとも熊本県の立場あるいは熊本県議会の立場としては、とにかく早期のこの救済策をのんでもらうということをお優先にしてやっていただくということをお願いしたいというふうに思います。

○西岡勝成委員長 わかりました。

○吉永和世委員 済みません。先ほどの分社化の案といいますか、特別措置の概要ですけども、この中で村田部長が、課題といいたいでしょうか、不安に思っている部分の中の一つに、地域の経済の安定に支障を及ぼすことがない、チッソが水俣に残るのか残らないのかという不安があるという話でございましたが、私も会長と何回か会って話をさせていただきましたが、口頭ではありますが、出ていくことはあり得ないということをはっきりおっしゃっていますので、そのことはこの場で申し上げたいというふうに思います。

大西先生が今おっしゃいましたけれども、原因企業としてそこにおける社員の方々は、何がしかの形でずっとその責任というものを追及していくという形でおっしゃいましたけれども、それをおっしゃるならば、国も一緒、県も一緒だというふうに思っていますので、そこ

ら辺は、チッソだけの問題じゃないということ  
を改めて申し上げたいというふうに思いま  
す。

以上です。

○西岡勝成委員長 お答えは要らぬですね。

○吉永和世委員 いいです。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 ちょっとまた話は変わります  
けれども、水俣病関連です。

前回の委員会の後に、県の認定審査ができて  
いない方の1年経過した方の治療研究事  
業、これが43年以降までですか、が対象外に  
なるという話が、この委員会が終わった後、  
新聞報道で知ったんですよね。そういった治  
療研究事業、こういった認定審査が何名来て  
いるとかいう議論をしている中で、治療研究  
事業をそういったふうに見直すという話が、  
何でこの委員会に全然説明がないままそうい  
ったふうになされたのか、それを教えていた  
だきたいと思います。

○西岡勝成委員長 鎌田委員、これは私の方  
からも執行部に注意をいたしたところでござ  
いますけれども、その辺、だれか。

○中山環境生活審議員 水俣病審査課でござ  
います。

ただいま御質問がありました件について、  
まず、今回の見直しの内容を簡単に説明をさ  
せていただきたいと思います。

水俣病の治療研究事業は、認定申請から1  
年経過した申請者の方に治療費の自己負担分  
を助成する事業でございます。この要件は、  
水俣等の指定地域に5年間居住したことがあ  
る方ということが要件となっております。

今回見直したのは、先ほど委員がおっしゃ

ったように、44年以降の方を対象から除外さ  
せていただくということなんですが、この考  
え方は、5年という居住要件がありましたけ  
れども、通常保健手帳等のように何年から何  
年までと終わりの期限がございませんでした。  
そうであるならば、最近水俣に移り住ん  
だというような方々も、認定申請さえしてお  
れば、1年たてばその手帳が交付されるとい  
うような制度でございますので、この点につ  
きましては見直しが必要ではないかという認  
識をしたところでございます。

そして見直しを始めたわけですが、じゃあ  
どこの年で切るかというところにつきましては  
、既に医療費の自己負担分が助成されてい  
る保健手帳、これが43年までという規定にな  
っておりますので、それと整合させていただ  
いて、44年以降の方を今回対象としないとい  
う見直しをさせていただいたところでござい  
ます。

○駒崎次長 委員長からも鎌田委員からも御  
指摘ございました手順、手続という面では大  
変至らない点があったと思っております、  
おわびを申し上げたいと思います。委員会に  
制度改正の趣旨なり内容なりについて十分御  
説明すべきであったかというふうに反省いた  
しておりますが、内容につきましては、多少  
今の担当課の説明と重複いたしますけれど  
も、今回の制度見直しは認定申請の効力には  
全く影響しませんで、何年生まれの方であ  
ろうと認定申請は受け付けまして、きちんと  
検診も疫学調査もしまして認定審査会にかけ  
ると、この面につきましては何らの区別はご  
ざいませぬので、同じように平等に審査を  
してまいります。

認定申請をして通常1年をたった方には手  
帳を交付して医療費の免除というふうなこ  
と、いわば経済的な支援といえますか、医療  
費の支援を行っているところでございま  
すが、これまでも、対象地域に5年以上住んで

おられる方についてはそういうふうな医療費支援の手帳を交付するというところを行ってございまして、3年とか4年の方については手帳を出さないということで若干の取り扱いに差をつけておりました。それは、認定申請をしまして最終的に認定されますと、認定の時点にさかのぼってチツソから医療費の支援がございまして、認定の蓋然性というものはある程度考えた上で取り扱いに若干の差がついていたのかな、区別があったのかなと思います。

そこで、現状につきまして見ましたときに、他県の例でございますけれども、平成に入ってから対象地域に引っ越してきて初めてそこで暮らし始めた方が、5年たったので認定申請をして手帳を受けているという事例が出てきましたので、極端な話、平成15年に引っ越して、初めて対象地域水俣市とか芦北郡とかに住み始めたという方が、5年たって、平成20年になれば認定申請して手帳ももらえというようなことになりますので、そこまですべきことだろうかということを検討した結果、どこかで整理をしてみるべきではないかという点、いろいろな検討の結果、環境省との調整の上で中公審答申というところ、よりどころによってやるべきと。これは、ほかの手帳が医療手帳などのような総合医療対策事業でありますとか、新しく始めました新保健手帳なども同じように、昭和44年以後に生まれたか、それ以前に生まれたか、あるいは居住を開始したか、そこで線を引いて取り扱いをしておりますので、同じような医療費支援の手帳として、他の制度とのバランスもとって、同じような考え方で扱っていかうというふうにしたところがございます。

背景とか内容は、今申し上げたとおりですが、手順につきましては、最初申し上げましたように十分でない点があったと思っておりますので、重ねておわびを申し上げて、今後十分注意してまいりたいと思っております。

○鎌田聡委員　ちょっと手順、今そういうふうにおわびされましたけれども、私は中身も少し問題だと思っているんですよね。その医療手帳と保健手帳とか新保健手帳と背景が違うと思うんです。治研事業というのはですね、認定申請をして、それが業務がストップしているから1年以上経過して医療費を助成していかうということで、認定申請はだれでもできるんですよね。その44年以降の方でもできるんですよね。早く認定審査会やれば、全部そういったふうに対応できるんです。それができてないから治研事業で救っていかうという趣旨のやつですから、そういった、いつから移り住んだかということが問題じゃないと思うんです。それを言うならば、44年以降の人、認定申請もだめよという話につながるんですよ。

ですから、多分今日私がどれだけ言っても制度変えられないと思っておりますけれども、少しその辺は考え方が違うと思っておりますけれども。

○駒崎次長　保健手帳と治研手帳の趣旨が違うのは御指摘のとおりだろうと思っております。ただ、認定申請は、先生がおっしゃったとおり、だれでもできるわけでございます。先ほど申し上げましたように、認定申請について取り扱いに差をつけるということは一切ございません。同じように受け付けまして、同じような調査、検診を行った上で平等に審査を行ってまいります。

そこに予断を持っているわけでは決してございませんけれども、待たせているということに――その点はまた後ほど申し上げますが、1年以上たった方に手帳を交付するという場合につきまして、先ほど言いましたように、5年未満の居住者については従来も手帳は交付してございませんでしたので、ある程度の蓋然性を考慮しながら、手帳による医療費支援というふうなところについては、これま

でも取り扱いに少し差をつけていたという面があったので、ごく最近になって対象地域にお住まいの方、お生まれになった方については、そうした観点で蓋然性に少し差があるのではないかという観点を持ったということです。そこをどこまでさかのぼるかといったときに、環境省との調整もあり、意見もあって、中公審答申というところで線を引いたというところがございます。

もう1点御指摘の認定審査会を開いて認定業務をきちんとやれば、もともとそれが大事なことなんであって、手帳を交付するからいつまでも待たせていいということでは決してございませんので、そこはきちんとやりたいと思っておりますが、平成16年の最高裁判決以後、二重基準の問題でありますとか、それから認定審査会が判断をしても、あるいは最終的に処分庁であります知事が処分をしても、再度裁判に行けば、そこで別の判断があり得るということであれば、認定審査会としては一体何のために審査をしているのかというふうな矛盾点も出てまいりまして、そこは認定審査会の委員の先生方の間にも随分と疑念があったところでございます。

それにつきまして種々説得をいたしまして、今とりあえず認定審査会の委員にお働きいただいて審査会自体は存在しておりました、審査できるものは審査しておるんですけども、最高裁判決以後の方、いわゆる最高裁が、報道機関の報道によりますと、行政の基準と司法の基準が違うという二重基準だというふうな状況の中で、これをどうさばっていくか、新たな救済策ができない中でどれだけ審査を進めるかというふうなことが、もろもろの事情がございまして停滞しております。

その停滞しているのは、我々としても大変遺憾に思っております、今後十分取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、その点とは別に、治研手帳につきましては全額公費で

負担すると。治研手帳で支払った分につきましては、一切チッソには負担が行きませんので、全額公費で負担している制度でございますので、そこは一定程度の合理的な基準というのを常に考えながら取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○鎌田聡委員 認定審査会の事情はもう十分わかっています。ですからこそ、動けない状況にあるからこそ、こういった治研事業は残しとって、やはりそういった待たせている方にきちんと手を差し伸べていくという事業は必要だと思うんですよね。それだけ、公費負担と言われますけれども、そんなに人数いないと思うんですよ。何人ですかね、44年以降というのは。

○中山環境生活審議員 44年以降ですか。

○鎌田聡委員 44年以降対象外になった人ですよ。

○中山環境生活審議員 今回の見直しによって、44年以降の居住ということで対象外になった方は、見直しの時点で17名でございます。

○鎌田聡委員 そんなに——公費負担のこと言われますけれども、それならば早くしろというふうな話になってきますので、そこまできちんと今全面救済していこうというときに、そういった、言い方悪いですけども、年数から先の人は切っていくというふうなことを今すべきじゃないと思っておりますけどもね。

○西岡勝成委員長 御意見として受けとめさせていただきますと思います。

そのほかございませんか。

それでは、一応質疑を打ち切りたいと思います。

私の方から少し補足してお話を申し上げた



と思います。

与党から新たな救済策が示されてから1年が経過をいたしました。実現されていないことは大変残念でございます。和解を求めておられている団体の方々も、高齢化で亡くなっておられる方もいらっしゃいますし、いろいろ心配も重なっております。

しかしながら、先ほど執行部から説明がありましたように、園田座長は、大変お忙しい中にも、チッソが救済策にのれるように被害者団体と交渉を行い、全面解決に近い状況になるよう努力をされております。

引き続き、救済策の早期実現に向けて、執行部においては国へ重ねての働きかけを行うとともに、多くの被害者の方々に理解していただけるよう、地元への情報提供等にも精いっぱい努力をするよう要請をいたしておきます。

また、県議会といたしましても、国に対して要請しているチッソの支援策の来年度以降3カ年のスキームについて、引き続き執行部と連携して見直しを迫ってまいりたいと思います。

政局が非常に不透明な状況でありますけれども、委員各位におかれましても、執行部と一体となって、今後も、国や与党PTと連携をとりながら、救済策ができるだけ早く実現するように取り組んでいただくことを委員長としてお願いをいたしたいと思います。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中もなお継続審査にする旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいます。

その他、何かありますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

特にないようですので、今後状況によりましては臨時にお集まりいただくこともあろうかと思いますが、よろしく願い申し上げます。委員会を閉じたいと思います。

御苦労さまでございました。

午後2時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長